

十津川温泉
国民保養温泉地計画書

平成 30 年 7 月
環 境 省

—目 次—

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	2
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	2
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	4
5. 温泉資源の保護の関する取組方針	4
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	6
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	8
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	11
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	12

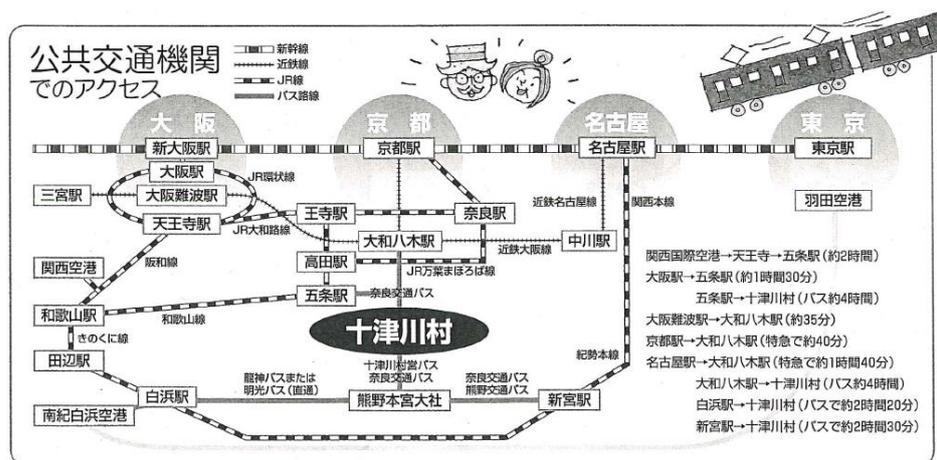
添付

- ・ 国民保養温泉地位置図
- ・ 国民保養温泉地区域図

1. 温泉地の概要

十津川温泉郷は、奈良県吉野郡十津川村に湧出する湯泉地温泉、十津川温泉、上湯温泉の3温泉地の総称であり、指定面積573.32haの奈良県を代表する高温泉である。

十津川村は紀伊半島のほぼ中央部、三重県と和歌山県に接する奈良県の最南端に位置し、672.38 km²の総面積は琵琶湖や淡路島を凌ぐ県土の5分の1の面積を有する日本一広い村であり、東に吉野熊野国立公園、西に高野龍神国定公園に囲まれ、その村土も96%が山林を占める人口3,400人足らずの山村である。



また平成16年7月には、村内を通る熊野古道「小辺路」や修験道「大峯奥駈道」が、『紀伊山地の霊場と参詣道』として世界遺産に登録され、登録から10年以上経過した現在でも国内外から多くの来訪者があり、小辺路が通る果無集落は、人の営みが育んだ美しい里として「にほんの里100選」にも選ばれている。

湯泉地温泉は、宝徳2年(1450年)に湧出したと云われ、村内で最も古い約560年の歴史を秘めた大字武蔵地内の十津川本流に泉源を有する溪谷沿いの温泉で、織田信長に追放された佐久間信盛や大和郡山城主羽柴秀長の子秀保らが湯治に訪れていたといった記録が残されている。

湯泉地温泉の泉質は単純硫黄泉で、7軒の宿泊施設、2軒の公衆浴場、道の駅の足湯などに給湯している。



【十津川温泉】

十津川温泉は、元禄年間に炭焼き職人が発見したと云われている大字平谷地内の下湯を源泉とし、村内で最も多くの宿泊施設や商店が集まる二津野ダム湖畔沿いの温泉。

十津川温泉の泉質はナトリウム - 炭酸水素塩泉で、9軒の宿泊施設、3軒の公衆浴場、その他医療機関や介護施設等にも給湯しており、全国でも珍しい温泉を活用したプールや、奈良県第1号の飲泉場を有している。



【上湯温泉】

上湯温泉は、十津川温泉より和歌山県田辺市龍神村に向かう大字出谷地内の上湯川上流に湧出しており、享保年間に里人が見つけたと云われる大自然の中に静かに開ける秘湯。

上湯温泉の泉質は含硫黄 - ナトリウム - 炭酸水素塩泉で、1軒の温泉旅館で利用されており、上湯川の川の流れの中にも温泉が湧き出ている。

十津川温泉郷では、平成16年6月28日に全ての温泉施設で循環・加温・加水及び塩素による消毒を行わず、ほんものの温泉のみを提供する「源泉かけ流し宣言」を全国に先駆けて実施。

また、“源泉かけ流し”が一般的なステイタスとなりつつある昨今、平成27年度には“源泉かけ流し”から更に一步踏み込み、十津川温泉郷の泉質の優位性を医科学的に証明するために、十津川温泉郷「温泉療養効果実証調査」を実施。

3泊4日の「プチ湯治モニター」や3ヶ月間の「通り湯治モニター」の実証調査を実施した十津川温泉と湯泉地温泉では、老化・疾病の原因となる“活性酸素”が減少し、身体の酸化を防ぎ、還元力を高める“抗酸化力”が増加することが実証された。

2. 計画の基本方針

十津川温泉郷は奈良県唯一の天然高温泉であり、古くから湯治客に親しまれてきた歴史を持ち、基幹道路である国道168号が飛躍的に改善された今日では、豊かな自然環境と優れた泉質の温泉に療養と保養を目的とした観光客が多く訪れている。

本温泉地の特徴そして村の歴史・文化を大切にしながら、今後は以下の考え方を基本として温泉利用施設の整備及び環境の改善を図り、独自の滞在型保養地としての温泉地を目指していく。

- (1) 地下資源である温泉を保護するため、泉質・泉温の変化及び湯量の減少に配慮し、汲上量を調整するとともに温泉の有効利用を図る。
- (2) 豊かな自然環境を活用した事業を行うとともに、優れた風景地の保護に努める。
- (3) 過度な歓楽地化を防止し、健全な保養地として育成する。
- (4) 村固有の歴史や文化、風俗を継承し、建築物等の意匠にも村の木材を積極的に活用することで周辺環境との調和を図る。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

十津川温泉郷がある十津川村は、紀伊半島のほぼ中央に位置し、東に吉野熊野国



【湯泉地温泉】

立公園、西に高野龍神国定公園があり、村の中央に一級河川である熊野川（十津川）が流れる他、複数の清らかな支流が流れる木と水に囲まれた自然豊かな村である。

村で最も古い歴史を持つ湯泉地温泉は、宝徳2年（1450年）に湧出したと云われ、数多くの戦国武将たちが湯治に訪れたとの記録が残っている。（参考文献：『東泉寺縁起』、『多聞院日記』）

また高野山と熊野三山を結ぶ熊野参詣道小辺路周辺で湧く十津川温泉も、これまで多くの参詣者や小辺路を利用する商人などの旅の疲れを癒してきた。

そして現在でも、全国に先駆けて源泉かけ流しを宣言した温泉地として、温泉ファンや保養客で賑わっている。

（2）取組の現状

観光協会を始め、旅館組合や民宿組合等で構成されたボランティア組織が中心となり、観光施設や国道168号線沿いの美化活動や老朽化した観光案内看板の撤去及び整備を定期的実施している。



【のれんラリーマップ】

また、それ以外の取り組みとして、十津川温泉地区では、温泉利用事業者やその他事業者から構成された十津川温泉活性化協議会が中心となり、各事業所の軒先にのれんを設置し、観光客が温泉街を歩きながら携帯電話等を利用し一定枚数ののれんを撮影するとお土産をいただける「のれんラリー」を開催するなど、まちなみの保全にも尽力している。

（3）今後の取組方策

十津川温泉郷において、さらに自然環境・まちなみ・歴史・風土及び文化等の維持保全等を図るため、関係機関等と調整の上、（2）の取組を継続するとともに、

それらに加え温泉地内の住民、事業者らにより自主的に温泉街の景観を損ねないよう保全し、温泉情緒溢れるまちづくりを推進していく。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画 又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置状況

十津川温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行えるよう近隣の医師との連携を図る。

また、入浴方法等の指導を行う人材については、平成 18 年度に温泉入浴指導員養成講座実施、同養成講座を受講した有資格者が 25 名おり、宿泊施設及び日帰り入浴施設において指導を行っている状態である。

資格	人数	活動内容	配置年度
温泉入浴指導員	25 名	有資格者は、温泉旅館等宿泊施設の関係者及び日帰り入浴施設のスタッフであり、各施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように指導。	平成 18 年度～

(2) 配置計画又は育成方針等

十津川温泉郷では、温泉施設において健康増進及び疾病予防等のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように、平成 33 年度までに医師と連携し温泉入浴指導員の増員及び育成に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

十津川温泉郷では、3つの泉質の異なる温泉地からなり、現在、6本の源泉が宿泊施設や日帰り入浴施設、その他医療機関や介護施設等で浴用として利用されているほか、一部飲用としても利用されている。

湯泉地温泉

源泉	温度(°C)	湧出量(1/分)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
----	--------	----------	----	------	-----	------

湯泉地 1 号	53.8	180	単純硫黄泉	動力 揚湯	十津川村	宿泊施設 6 施設 公衆浴場 2 施設 足湯 1 施設 療養施設他 2 施設
湯泉地 2 号	49.5	454				宿泊施設 1 施設
湯泉地 (湯の里)	50.7	65.65		自然 湧出	民間	宿泊施設 1 施設

十津川温泉

源泉	温度 (°C)	湧出量 (l/分)	泉質	湧出 状況	所有者	利用施設
十津川 2 号	50.1	200	ナトリウム - 炭酸水 素塩泉	動力 揚湯	十津川村	宿泊施設 9 施設 公衆浴場 3 施設 足湯 3 施設 温泉プール 1 施設 飲泉施設 3 施設 医療機関等 5 施設
十津川 7 号	66.0	667				

上湯温泉

源泉	温度 (°C)	湧出量 (l/分)	泉質	湧出 状況	所有者	利用施設
上湯	59.7	124	含硫黄 - ナトリウム - 炭酸水素塩泉	動力 揚湯	民間	宿泊施設 1 施設

(2) 取組の現状

十津川温泉郷における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
湯泉地温泉	温度、湧出量等の計測を毎日行い、変化を見ながらデータを蓄積	源泉所有者	平成 4 年度～
十津川温泉	温度、湧出量等の計測を毎日行い、変	源泉所有者	平成 4 年度～

	化を見ながらデータを蓄積		
上湯温泉	温度等の計測を毎日行い、変化を見ながらデータを蓄積	源泉所有者	平成4年度～

(3) 今後の取組方策

十津川温泉郷の温泉資源の保護を一層推進するため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

現在、十津川温泉郷においては、泉温や湧出量に大きな変化はないが、平成23年9月に紀伊半島を襲った台風12号による紀伊半島大水害では、未曾有の大雨により河川の大規模な氾濫が発生し、河川敷にある各温泉の源泉施設が多大な被害を受け、長期にわたって温泉の供給が停止する事態が発生した。

今後も同規模の災害が発生する恐れも考慮し、河川敷の源泉施設を保護するため、観光協会や宿泊施設等の関係機関と連携し、奈良県や下流のダムを所有する電源開発とも協議・調整を図りながら、出水期にはダムの水位を下げてください未然に洪水災害を防ぐなど温泉資源の保護を推進していく。また、温泉井戸の水位や電気伝導度等の定期的な測定を実施する。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係整備等の状況

十津川温泉郷において、温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用施設までの設備	浴用利用施設数
湯泉地温泉	3 源泉	引湯管、貯湯槽	12 施設
上湯温泉	1 源泉	引湯管	1 施設

②浴用及び飲用利用

温泉地	源泉数	浴用施設及び飲泉利用施設 までの設備	施設数	
			浴 用	飲 用
十津川温泉	2 源泉	引湯管	21 施設	3 施設

※①～②とも、1施設で複数の源泉を利用している。

(2) 取組の現状

十津川温泉郷において、温泉利用のため使用している設備について、現在講じている衛生面での取組状況は、以下のとおりである。

(湯泉地温泉)

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	源泉施設は適時清掃及び雨水等が混入しないように注意している。	設備所有者
貯湯槽	自主的	定期的な点検と清掃及び除菌を実施。	設備所有者
引湯管等	自主的	すべての引湯管等について、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	設備所有者
浴槽	県条例	<p><浴槽水> すべての浴槽について、十分な補給・清浄を保持。</p> <p><浴槽> すべての浴槽について、毎日換水、清掃を実施。</p> <p>すべての浴槽について、水質検査（レジオネラ菌、大腸菌等）を年1回実施。</p>	設備所有者
設備周辺	自主的	設備周辺において定期的な清掃を実施し衛生保持に努めている。	設備所有者

(十津川温泉)

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	源泉施設は適時清掃及び雨水等が混入しないように注意している。	源泉所有者
引湯管等	自主的	すべての引湯管等について、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
浴槽	県条例	<p><浴槽水> すべての浴槽について、十分な補給・清浄を保持。</p> <p><浴槽> すべての浴槽について、毎日換水、清掃を実施。</p> <p>すべての浴槽について、水質検査（レジオネラ属菌、大腸菌群等）を年1回実施。</p>	設備所有者
飲泉施設	奈良県温泉利用基準	<p>すべての飲泉施設について、レジオネラ属菌、一般細菌、大腸菌群等の検査を年1回実施。</p> <p>すべての飲泉施設について、設備の周辺を常に清潔に保持できるよう、清掃の徹底。</p>	設備所有者
設備周辺	自主的	設備周辺において定期的な清掃を実施し衛生保持に努めている。	源泉所有者 設備所有者

(上湯地温泉)

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	源泉施設は適時清掃及び雨水等が混入しないように注意している。	源泉所有者
引湯管等	自主的	すべての引湯管等について、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	設備所有者
浴槽	県条例	<浴槽水> すべての浴槽について、十分な補給・清浄を保持。 <浴槽> すべての浴槽について、毎日換水、清掃を実施。	設備所有者
周辺設備	自主的	設備周辺において定期的な清掃を実施し衛生保持に努めている。	源泉所有者 設備所有者

(3) 今後の取組方策

十津川温泉郷において、今後も温泉を衛生的かつ良好に保つため、実施主体と調整の上(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取組	実施主体
引湯管等	自主的	バルブ、ドレン等の不定期な点検から年に1回程度の定期的な点検に変更。	設備所有者

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の現況

十津川温泉郷は、古くから湯治場として賑わっており、昭和32年9月に国民保養温泉地の指定を受け、現在でも老若男女を問わず毎年多くの保養客が訪れている。

また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害においては、行方不明者の捜索や災害復旧にあたっていただいたボランティアスタッフや自衛隊員の方々に公衆浴場を無料で利用していただいた。

近年の十津川温泉郷における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	26年度	27年度	28年度
湯泉地温泉	宿泊	9,394	9,109	9,072
	日帰	60,085	57,076	52,593
十津川温泉	宿泊	22,438	27,779	26,740
	日帰	66,005	59,401	57,627

上湯温泉	宿泊	2,752	3,031	2,936
	日帰	—	—	—
小計	宿泊	34,584	39,919	38,748
	日帰	126,090	116,477	110,220
合計		160,674	156,396	148,968

②直近1年間（平成28年度）の温泉の利用者数（単位：人）

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
湯泉地温泉	宿泊	7	209	549	628	701	758	904
	日帰	2		3,729	4,785	5,504	4,071	5,534
十津川温泉	宿泊	9	325	1,859	2,503	1,482	1,787	3,122
	日帰	3		3,709	5,303	5,534	4,789	7,093
上湯温泉	宿泊	1	28	208	261	160	235	310
	日帰	—		—	—	—	—	—
小計	宿泊	17	562	2,616	3,392	2,343	2,780	4,336
	日帰	5		7,438	10,088	11,038	8,860	12,627
合計		22	562	10,054	13,480	13,381	11,640	16,963

利用者数							合計
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
605	828	975	668	680	712	1,064	9,072
3,645	4,437	4,195	3,957	4,639	3,277	4,820	52,593
2,082	2,714	3,096	1,759	1,730	1,717	2,889	26,740
4,223	4,797	4,848	3,900	4,690	3,442	5,299	57,627
153	248	350	193	206	202	410	2,936
—	—	—	—	—	—	—	—
2,840	3,790	4,421	2,620	2,616	2,631	4,363	38,748
7,868	9,234	9,043	7,857	9,329	6,719	10,119	110,220
10,708	13,024	13,464	10,477	11,945	9,350	14,482	148,968

(2) 取組の現状

十津川温泉郷において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取

組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
湯泉地温泉 十津川温泉 上湯温泉	温泉入浴指導員による宿泊施設及び日帰り入浴施設での、温泉利用の安全かつ適切な入浴の指導。	十津川村観光協会
	温泉の効能を医科学的に実証するため、平成27年度に「温泉療養効果実証調査」を実施。活性酸素を減少させ、抗酸化力を高める効果があることを実証し、泉質の優位性を発信。	十津川村 十津川村観光協会
	パンフレットやインターネットを活用し、京阪神、首都圏等のメディア、旅行エージェント及びエンドユーザーを対象としたプロモーションを実施し、十津川温泉郷を周知。	十津川村 十津川村観光協会
	温泉を気軽に利用してもらうため、道の駅やその他の施設に無料の足湯施設を設置。	十津川村
	温泉の良さを体感してもらうため、足湯体験用の機材を使用し、県内各地のイベントで出張足湯を実施。	十津川村 十津川村商工会 十津川村観光協会

(3) 今後の取組方策

十津川温泉郷において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努める。

また、温泉療養効果実証調査で得た、疾病の原因となる活性酸素を減らし、身体の酸化を防ぐ抗酸化力が高まるという実証結果を軸に、健康の回復と増進といった健康づくりの湯治場としての保養・療養を目的とした中長期滞在型の温泉地を目指し、実施主体と調整の上(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取り組みを進める。

温泉地	取組	実施主体
湯泉地温泉 十津川温泉 上湯温泉	湯泉地温泉街へのアクセス案内看板等の増設・整備を実施。	十津川村

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

十津川温泉郷における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
湯泉地温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道、村道） ・公衆浴場 2 施設 ・足湯 1 施設
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館 4 施設 ・ホテル 1 施設 ・民宿 2 施設 ・療養施設他 2 施設
十津川温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道、村道） ・公衆浴場 3 施設 ・足湯 2 施設 ・飲泉施設 2 施設
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館 5 施設 ・ホテル 2 施設 ・民宿 2 施設 ・温泉プール 1 施設 ・足湯 1 施設 ・飲泉施設 1 施設 ・医療機関等 5 施設
上湯温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（県道、村道）
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館 1 施設

(2) 取組の現状

十津川温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
湯泉地温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理を実施している。	奈良県 十津川村
十津川温泉 上湯温泉		建築物	施設等の段差解消に努めるとともに、困難な場合は手すりを設置している。	十津川村

	私有施設	建築物	旅館等の段差解消に努めるとともに、困難な場合は手すり等の設置で対応している。	施設所有者
--	------	-----	--	-------

(3) 今後の取組方策

十津川温泉郷において、更に高齢者や障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
湯泉地温泉 十津川温泉 上湯温泉	公有施設	道路	路線を調査し、高齢者や障害者に不都合な箇所は改修を検討する。	奈良県 十津川村
		建築物	計画未定の各施設においても、段差の解消、手すりの増設、障害者用トイレの整備を検討する。	十津川村
	私有施設	建築物	施設館内のバリアフリー化を勧めるとともに、浴室などに手すりを設置し、利用しやすい施設を目指す。	施設所有者

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

十津川温泉郷のある十津川村は、奈良県の最南端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、雄大な自然に恵まれた村で、面積は、琵琶湖とほぼ同じで奈良県の5分の1を占め、その96%が山林で、全国でも最大の面積を有する村である。村の中央には、十津川本流が深いV字渓谷をなして歪流し、これに沿って村の幹線道路である国道168号線が走っている。

平成23年9月に発生した紀伊半島大水害においては、人的被害も発生し、道路がいたるところで寸断し、通信網も寸断され、孤立状態となった。

上記災害を受け平成24年度に十津川村が災害時の断線による情報遮断を防ぐため、村内各大字に衛星携帯電話及び発電機を配備し、防災力を強化した。

また、各種団体や各自治体と災害時の相互応援協定を締結した。災害が発生した場合、相互の支援や物資の調達が可能にできるよう協力することが盛り込まれている。

(2) 計画及び措置の現状

十津川温泉郷において現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
湯泉地温泉 十津川温泉 上湯温泉	土砂災害警戒区域の指定又は土砂災害特別警戒区域の指定	土砂災害防止法に基づき、指定された区域について十津川村地域防災計画の中で警戒避難体制を策定。また、予報及び警報の伝達体制を策定。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、指定された区域の防災措置について十津川村地域防災計画の中で策定。
	十津川村地域防災計画	災害対策基本法に基づき、村の地域における災害の予防、応急対策、災害復旧などに関する事項を策定。
	消防団及び自主防災組織との連携	各種災害に対応するため、消防団及び自主防災組織と連携を図り、防災訓練や危険個所のパトロールの実施。

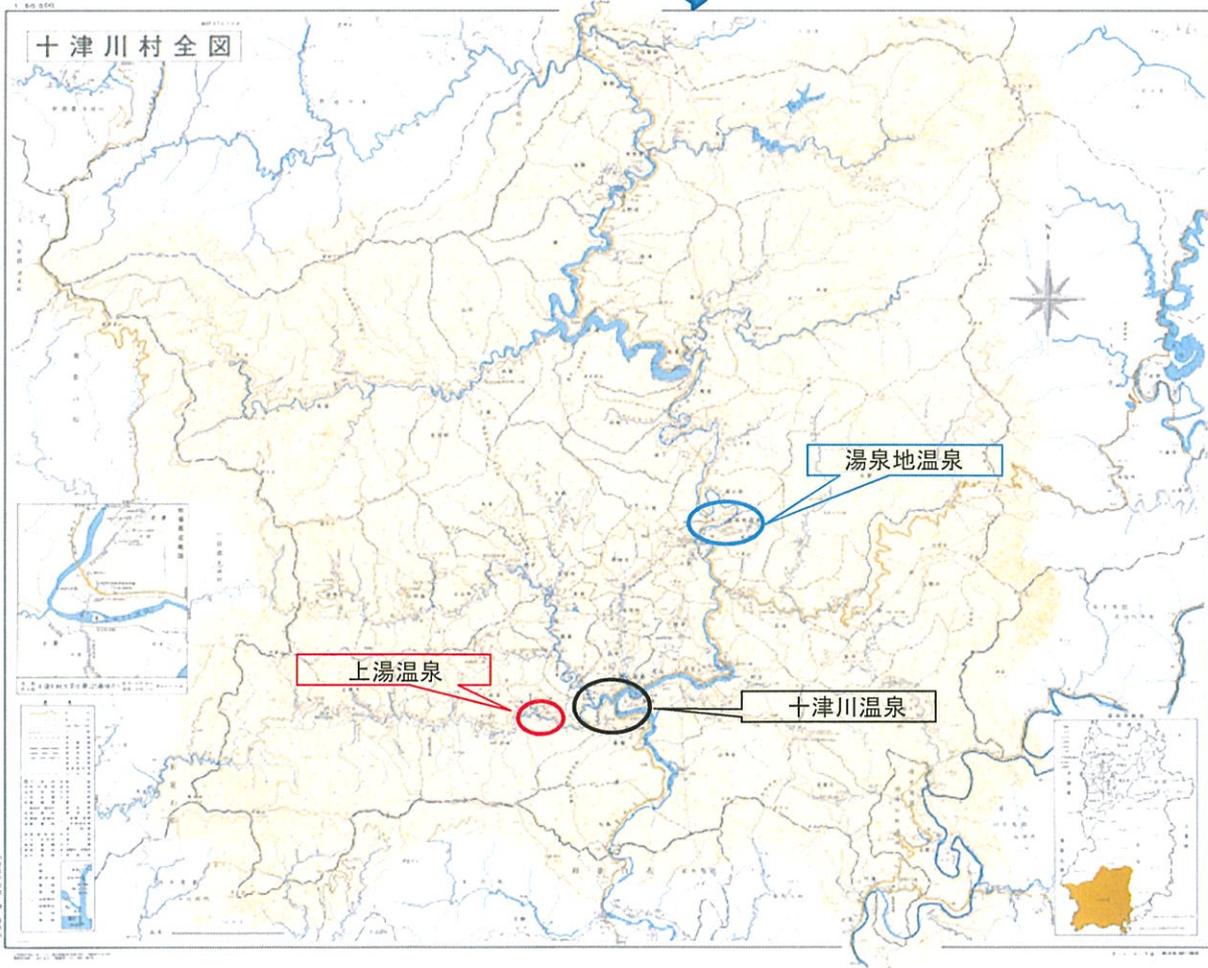
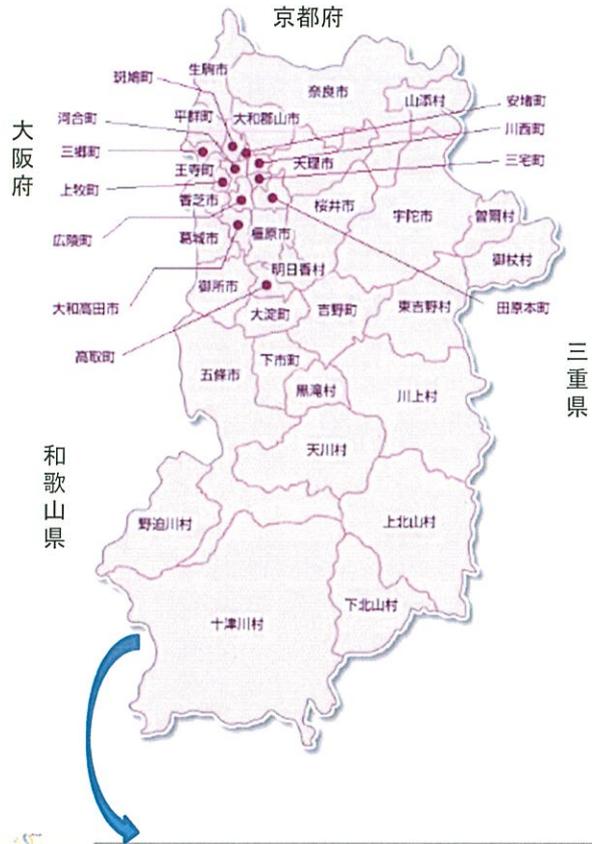
(3) 今後の取組方策

十津川温泉郷において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
湯泉地温泉 十津川温泉 上湯温泉	地震災害や土砂災害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災無線や衛星携帯電話を活用した情報伝達訓練等も実施する。	十津川村
	災害時の被害を軽減するため、家庭や自主防災組織における食料、飲料水、生活用品及び防災資機材の備蓄を行う。	村民 十津川村

十津川温泉郷 国民保養温泉地位置図

【奈良県略図】



十津川温泉郷 国民保養温泉地区区域図

